

## 第 19 号議案

豊後大野市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

豊後大野市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市市道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年豊後大野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第33条中「柵」を「自動運行補助施設、柵」に改める。

第41条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する

必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）については、この条例による改正後の豊後大野市市道の構造の技術的基準等に関する条例第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。